

### IP アドレス事業料金体系見直しについて

下記 1. に示す IP アドレス事業料金体系見直し(案)を 2011 年度から施行するため、必要な諸作業を 2. に示す予定に従って進めることについてご承認をお願いします。

なお、IP アドレス事業料金体系見直し(案)施行に必要な各種規則類の改定については、理事会で決議するものとし、その決議案および改定案の作成も上記諸作業に含むものとします。

#### 1. IP アドレス事業料金体系見直し(案) (この内容を各種規則文書に反映します)

##### 契約料:

IP アドレス管理指定事業者契約締結時、または特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約締結時に必要な費用として、262,500 円とする。

##### IP アドレス維持料:

IP アドレス管理指定事業者が JPNIC から割り振りおよび割り当てを受けている IP アドレス、または IP アドレス管理指定事業者以外の特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約者が割り当てを受けている IP アドレスの総量に応じて負担する年間の費用として、下記の算出式で求められる金額とする。

なお、IPv4 および IPv6 両方のアドレスの割り振りを受けている場合、該当する IP アドレス維持料をそれぞれ算出し、金額の高い方をその年の IP アドレス維持料とし、最低料金額を 105,000 円とする。

IPv4 アドレスによる算出式= $(130000 \times 1.3^{\log_2(\text{保有アドレス総数}-9)}) \times \text{消費税}$

IPv6 アドレスによる算出式= $(130000 \times 1.3^{\log_2(\text{保有アドレス総数}-23)}) \times \text{消費税}$

##### DB 登録管理料:

歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている者、および IP アドレス管理指定事業者、特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約者以外で、AS 番号の割り当てを受けている者の、レジストリデータベース情報管理の年間費用として、52,500 円とする。

JPNIC 会員の場合は、維持料については 10 万円減額、DB 登録管理料は免除とする。

上記料金体系案の実施は 2013 年度までとし、2014 年度以降はその時点の IP アドレス事業費用を、全ての IP アドレス利用者で同一の料金体系で負担するよう見直しを行う。

#### 2. 上記料金案施行に向けた今後の予定

2010 年 5 月 14 日	第 78 回理事会審議
2010 年 5 月 25,26 日	IP アドレス管理指定事業者連絡会にて説明
2010 年 6 月 18 日	第 41 回総会審議
~ 2010 年 12 月	歴史的 PI ホルダ、AS 番号ホルダ向けの周知、説明 歴史的 PI、AS 番号の名寄せ、名義確認
~ 2010 年 10 月頃	IP アドレス事業料金体系見直し(案)反映のための各種規則文書修正作業
2010 年 10 月 または 11 月	IP アドレス事業料金体系見直し(案)を反映した下記規則改定の理事会審議 ・ IP アドレス割り当て等に関する規則 ・ プロバイダ非依存アドレス割り当て規則 ・ 歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約 ・ AS 番号割り当て規約
~ 2011 年 3 月	改定した各種規則文書の公示 システム改修および請求準備作業
2011 年 4 月 1 日	改定維持料の請求
2011 年 5 月以降	DB 登録管理料の請求

以上